

優秀論文発表賞に関する表彰選考基準内規の抜粋(平成 22 年 4 月 27 日改訂)

1 1. 優秀論文発表賞

- 1) 本賞は当該年度の学術講演会（春季、秋季）において、当該年 4 月 1 日現在で 35 歳未満の会員によって発表された論文の中から、特に優秀なもの数編を選んで表彰する。
- 2) 本賞の選考基準は、発表論文の新規性、独創性、完成度の他、論文の作成技術および発表態度（プレゼンテーションの巧拙）を加味して行う。
- 3) 本賞の選考においては、発表論文の実用性に重きを置いた選考分野を設けることができる。
- 4) 本賞の候補は、司会者および別途選出された審査員の採点結果を学術委員会がとりまとめ、表彰委員会に推薦する。
- 5) 優秀論文発表賞は賞状（縦長・横書き）および楯とする。
- 6) 本賞の賞状には会員の資格を問わず共著者も記名する。
- 7) 受賞の資格は論文の第一著者が正会員（個人）または学生会員であること。また、発表者が第一著者と異なる場合には、発表者も正会員（個人）または学生会員であること。